

福祉新聞 2009 年（平成 21 年）4 月 20 日

< 障害者自立支援法改正案 >

国会審議日程決まらず

障害者自立支援法改正案が 3 月 31 日に国会へ提出され、審議を控えているが、その日程については 14 日現在、まだ決まっていないことが分かった。政局が不安定なこともあり、厚生労働省の障害保健福祉部企画課は「日程は、まだ何とも答えられない状況」だとしている。

国会としては、優先順位の高い法案から順次審議しているが、自立支援法改正案は国会提出されたのが 3 月 31 日と遅かったため、少なくとも年金関係の法案審議にめどが付いてからでなければ着手することは難しいと見られる。与党筋によると、4 月中に審議を始められるかどうか「分からない」としている。

今改正のポイントとしては、障害者や家族から特に不満の強い利用者負担の見直しなどがある。障害福祉サービスの利用者負担について、原則を「定率 1 割」から「家計の負担能力に応じたもの」に変える。発達障害者も自立支援法の対象となること、自立支援協議会を設置することを法律上に明記することなども盛り込まれている。

また、関係する法律として児童福祉法、精神保健福祉法、精神保健福祉士法、社会福祉法も一部改正される。児童福祉法の改正では、障害種別などで分かれている施設を入所か通所にそれぞれ一元化すること、放課後型デイサービスを創設することなどがポイントだ。（改正法案の要綱は 5 面に掲載）